



転出届 転出されるみなさまへ



転出（福山市外への異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

☑	項目	手続	必要なもの	お問合せ先	新しい市区町村では
<input type="checkbox"/>	住民票	○住民異動届（転出届）が必要です。 ◆転出証明書をお渡しします。 *マイナンバーカード・住基カードをお持ちの場合は、転出証明書の交付はありません。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階	○住み始めた日から14日以内に転入届をしてください。 必要なもの <input type="checkbox"/> 転出証明書またはマイナンバーカード・住基カード
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○印鑑登録証をお返してください。	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カードまたは手帳）		○印鑑登録が必要な人は印鑑を持参して手続をしてください。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住基カード	○署名用電子証明書は自動で失効します。 ○マイナンバーカードを申請中の場合は、申し出てください。 ○不要な場合は、カードをお返してください。 ◆転出先でも返却できます。	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・住基カード		○カードを持参して手続をしてください。 ○署名用電子証明書が必要な人は、新たに申請してください。
<input type="checkbox"/>	登録型本人通知制度	○登録をしている人は、住所変更の届出が必要です。転入手続後に住所変更届出書を福山市へ提出してください。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○被保険者証をお返してください。 ◆施設や病院等に入所・入院する場合にはお知らせください。（福山市から保険証を交付します。） ◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返してください。 ○学生の場合は、学生用の保険証を発行します。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 など <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー <input type="checkbox"/> 在学証明書	保険年金課 資格課担当 928-1055 本庁1階	○加入手続をしてください。
<input type="checkbox"/>	国民年金	○国民年金保険料の納付書はそのままお使いください。 ○口座振替・クレジット納付は継続されます。 ○第2号、第3号被保険者は、勤務先で手続してください。		保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階	○退職された場合は、相談してください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○県内の市町に転出する場合は、転出先の市町へ被保険者証などをお返してください。 ○県外の市区町村に転出する場合は、福山市へ被保険者証などをお返してください。 ◆「負担区分等証明書」をお渡しします。 ◆県外の施設等に入所する場合にはお知らせください。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階	○住所変更などの手続をしてください。 ○負担区分等証明書（県外転出の場合は必要です）
<input type="checkbox"/>	介護保険	○被保険者証などをお返してください。 ○要介護・要支援認定を受けている人には、「介護保険受給資格証明書」をお渡しします。 ◆施設等に入所する場合はお知らせください。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 など	介護保険課 928-1180 本庁3階	○要介護認定を受けている人は、住み始めてから14日以内に認定申請の手続をしてください。 ○介護保険受給資格証明書が必要です。
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳等	○母子健康手帳はそのままお持ちください。 ○福山市の「妊婦一般健康診査補助券」・「産婦健康診査補助券」・「乳児一般健康診査受診票」などは使用できなくなります。		ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階	○福山市のものを持参して差替の申請をしてください。
<input type="checkbox"/>	児童手当	○受給者の転出の場合は、消滅届を提出してください。 ○対象児童（18歳の年度末までの児童）の転出の場合も、手続が必要になります。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階	○転出証明書の転出予定日の翌日から15日以内に請求してください。
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	○住所変更手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類		○児童扶養手当証書を持参して住所変更手続をしてください。

☑	項目	手 続	必要なもの	お問合せ先	新しい市区町村では		
<input type="checkbox"/>	子 ども	医療費助成	○受給者証をお返してください。	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階	○助成の内容が変わる場合がありますので、転入先の市区町村で確認してください。		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等						
<input type="checkbox"/>	特定医療費 (指定難病)					○中止手続きが必要です。 (指定難病について広島市以外への県内転出は、中止手続きが不要です。)	保健予防課 928-1127 福山すこやか センター4階
<input type="checkbox"/>	小児慢性 特定疾病					○受給者証をお返してください。	○受給者証 など
<input type="checkbox"/>	重度心身 障がい者					○受給者証をお返してください。	○受給者証
<input type="checkbox"/>	自立支援 (育成・更生・ 精神通院)	○手続は必要ありません。		障がい福祉課 928-1063 本庁1階			
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者 保健福祉手帳	○手続は必要ありません。			○住所変更手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	障がい福祉 サービス等	○受給者証をお返してください。	○各受給者証	障がい福祉課 928-1208 本庁1階	○障がい福祉サービス等を受けたい人は、新たに申請してください。		
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳	○手続は必要ありません。		福祉総務課 928-1045 本庁東棟1階	○住所変更手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	幼稚園、認可外 保育施設、一時 預かり等の利用 ※一部対象外園あり	○保育料等について、幼児教育・保育の無償化の適用を受けている場合 ◆幼稚園 現在利用している幼稚園へ転出日を速やかにお知らせください。 ◆認可外保育施設、一時預かり、病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業 手続は不要です。		保育施設課 928-1140 本庁7階	○幼稚園・認可外保育施設について、転出後も同じ園に引き続き通う場合は、転入日までに申請が必要です。 ○その他の場合は、入園日又は利用開始日までに申請が必要です。		
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育 学 校	○事前に現在通学している学校で転校用在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。 ◆教育委員会学事課で転校手続を確認してください。		学事課 928-1169 本庁13階	○現在の学校で発行した学証明書・教科書給与証明書を転入先(転校先)の学校へ持参してください。		
<input type="checkbox"/>	上 下 水 道	○水道及び下水道の使用中止の手続きが必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続できます。 ○地下水(井戸水)使用の場合は、下水道の使用中止の手続きが必要です。		ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局			
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	○くみとり異動届(廃止)が必要です。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階			
<input type="checkbox"/>	飼 い 犬	○手続は必要ありません。		生活衛生課 928-1165 福山すこやか センター5階	○福山市の鑑札を持参して住所変更手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	125 cc以下の バ イ ク	○ナンバープレートを返納してください。	○ナンバープレート ○標識交付証明書 ○本人確認書類	税制課 928-1152 本庁2階	○登録手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	各 種 市 税	○固定資産を所有されている人で、国外へ転出される場合は、手続(要印鑑)が必要です。 ○市県民税、固定資産税は1月1日、軽自動車税種別割は4月1日の基準日で1年分の税金を賦課しています。転出しても引き続きお支払いください。 ○市税は福山市の指定金融機関または収納代理金融機関の本店・支店、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア等で納付できます。		資産税課 928-1022 本庁2階 納税課 928-1156 本庁2階			

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、保険証など)をお持ちください。